

## — 故障安心パック B 利用規約 —

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条 (利用規約の適用)

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、この故障安心パック B 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより故障安心パック B（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

#### 第 2 条 (用語の定義)

用語	用語の意味
本契約	本規約に基づいてお客さまと当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約
お客さま	当社が指定する販売店舗で対象製品を購入し、本規約にもとづき本サービスの申込みをする者
契約者	当社との間で本契約を締結した者
故障等	故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等の総称
対象製品	当社が指定する本サービスの対象となる製品
修理規定	当社が別途定める修理に関する規定
交換製品	未使用又は短期間使用された製品、又は故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した製品（外装に小傷がある場合もあります）
別紙	本規約の別紙「特典内容と提供条件」

### 第 2 章 本サービスの提供

#### 第 3 条 (本サービスの概要)

- 当社は、本規約に基づき、契約者が当社所定の手続きを行った場合、別紙に定める各特典を提供します。
- 当社所定の手続きは、当社ホームページに掲示します。

#### 第 4 条 (特典の適用)

- 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等に署名および捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。
- 提供対象無線装置の機種またはご契約中の料金プランによっては、一部のサービスが利用できない場合があります。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

## 第3章 契約

### 第5条（本サービスの提供対象）

本サービスは、申込時にお客さまが指定した対象製品に対して提供され、付属品には提供されないものとします。なお、初期不良等によって対象製品が交換された場合は、交換後の製品に対して提供するものとします。

### 第6条（本サービス申込の方法）

お客さまは、対象製品の購入と同時の場合に限り、当社所定の手続きにより、本サービスを申込みことができるものとします。

### 第7条（申込の承諾）

当社は、お客さまから本サービスへの申込みがあった場合、以下のいずれかに該当する場合を除き、その申込みを承諾します。

- （1）本規約により本サービスの提供ができない場合
- （2）お申込みを承諾する事が技術的に困難な場合
- （3）申込者が当社に対する債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

### 第8条（契約者による本契約の終了）

契約者は、本契約の解除をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

### 第9条（本契約の終了条件）

本契約は、契約者が次のいずれかに該当した場合、それぞれに定める時期に本契約は終了するものとします。

- （1）契約者が解除した場合
- （2）契約者が、当社が提供するキャンペーン（下取りプログラム、新トクするサポートを含むがこれらに限りません）に申込み、対象製品が当社に引渡された場合、対象のキャンペーンの適用時

### 第10条（その他当社による契約の解除）

当社は、法令で定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除できるものとします。

- （1）入会時に虚偽の申告をした場合
- （2）本規約の規定に違反した場合
- （3）月額使用料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
- （4）特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
- （5）住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当社から契約者への連絡等が客観的に不能と当社が判断した場合
- （6）その他当社が不適格と認めた場合

### 第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、第7条により申込みを当社が承諾した日から、第8条により契約者が本契約を解除する日、第9条により本契約が終了する日、又は第10条により当社が本契約を解除した日までとします。

### 第12条（本契約上の地位の譲渡）

契約者が、当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡を行う場合、本契約上の契約者の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま引き継がれるものとします。ただし、本サービスに登録された対象製品の譲受人から本契約の譲渡に同意しない旨の申し出があった場合は、対象製品の譲渡承認の日をもって本契約は終了するものとします。これらは契約者の相続等の場合の承継においても同様とします。

### 第13条（月額使用料）

- 1 本サービスの月額使用料は、月額 550 円とします。
- 2 当社は、当社が別途定める条件を満たす契約者に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

### 第14条（月額使用料の支払い）

- 1 当社は本サービスの月額使用料を、契約者が指定した支払先に請求します。
- 2 契約者は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、契約者が支払った月額使用料の返金はしないものとします。

### 第15条（月額使用料の日割り計算）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約の締結又は解除があった場合は、次のとおり計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

- (1) 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- (2) 契約解除日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- (3) 前各項にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日が含まれる場合は、締結日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。

### 第16条（消費税の計算）

契約者が支払う金額は、本規約の各条に規定する額（消費税法に基づき課税される消費税の額が加算された総額をいいます。）とします。ただし、消費税計算上、本規約において規定する金額と請求金額は異なる場合があります。

### 第17条（延滞利息）

契約者は、本サービスの月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

### 第18条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 契約者の故意又は重過失によって生じた故障等の場合
- (2) 契約者が住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合
- (3) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (4) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (5) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (6) 地震・噴火・火砕流・津波・疫病等の天災によって生じた故障等の場合
- (7) 故障等の原因について虚偽の申告がなされたと明らかとなった場合
- (8) 契約者が月額使用料その他の債務の支払いを怠る場合

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

(9) 上記の(1)～(8)に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合

#### **第19条 (DM、宣伝物等の発送)**

契約者は、当社が、契約者に係る情報を本サービスの提供に必要な範囲で利用する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

#### **第20条 (サービスの中止・変更・廃止)**

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

#### **第21条 (免責)**

- 1 当社による本サービスの提供の中止、変更、廃止等、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより契約者に生じた損害について、当社に軽過失がある場合、契約者が過去1年間に当社に支払った利用料金を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 2 契約者が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、当社に故意又は重過失があるときは、前項を適用しないものとします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

## — 特典の内容および適用条件 —

### 故障保証サービス（内容：故障等の場合の修理代金の補償等）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、または当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- (3) 無償修理以外の修理は当社が修理代金を補填いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板および筐体(アンテナを除く)のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### 盗難・紛失保証サービス（内容：トラブル時（盗難・紛失等）のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部補填）

- (1) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただきます。※在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) サービス取扱所が提示する盗難・紛失保証サービス価格で機種変更することができます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (4) 「水濡れ・全損保証サービス」または「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「証明書類」といいます）を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・全損保証サービスの適用を受けることはできません。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」または「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したのも含みます）を用いた通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」を利用する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### 電池パック無料提供サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当し、且つ当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池パックを1機種あたり1個無料提供いたします。ただし、無料で提供する電池パックは、当社が指定する機種に限るものとし、お申込みいただいた電池パックをご提供できない場合がございます。なお、電池パック無料サービスの適用は、当社の販売履歴が最新の移動無線装置本体のみに限らせて頂きます。
  - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
  - ② 本会に1年以上継続加入の場合

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- (2) 提供対象無線装置のうち電池パックが付属品として提供されない機種をご契約のお客さまは、電池パック無料サービスの適用対象外とさせていただきます。
- (3) 電池パック無料提供サービスの申込期間は、上記条件のいずれにも該当することとなった日から1年間といたします。当該申込期間を経過してからのお申込の場合は、電池パックをお渡しできない場合がございます。
- (4) 電池パックはお申し込み受付後、本会員が当社に申告している請求書送付先住所に送付いたします。
- (5) 提供対象無線装置の種類によっては電池パックの在庫状況により、お届けが遅れる場合がございます。
- (6) 販売開始日から起算して3年を経過する提供対象無線装置は、電池パックの当社在庫がなくなり次第、当該サービスの対象外とさせていただきます。

#### 内蔵型バッテリー交換修理割引サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象無線装置の電池交換修理価格から当社が指定する代金を割引します。
  - ①同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
  - ②本会に1年以上継続加入の場合
  - ③提供対象無線装置が電池パックを付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合
- (2) 電池交換割引サービスによる代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内の適用となります。

#### 破損保証サービス（内容：外装破損の場合の外装交換（リニューアル）代金の一部補填）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、または当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理（リニューアル）代金を、90%補填いたします。
- (3) 本会員の故意による破損等の場合または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、破損保証サービスは適用されません。
- (4) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (5) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体(アンテナを除く)のみです。
- (6) 破損保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内の適用となります。
- (7) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

#### 水濡れ・全損保証サービス(内容：水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部補填)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取引所にお持ち込みいただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「水濡れ・全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ・全損保証サービス価格での修理、または当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができます。※判定には、日数を要する場合があります。※修理用品の在庫状況等により、機種によっては「水濡れまたは全損による修理」または「修理受付」を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」または「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合は、水濡れ・全損した提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所にて回収させていただきます。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- (5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ・全損保証サービスの対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 水濡れまたは全損による修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れまたは全損による修理の際に外装（それに付随する回路等も含む）の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります（ただし、破損保証サービスが同時に適用されます）。
- (8) 水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「盗難・紛失保証サービス」または「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いたワイモバイル通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (10) 当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

#### **機種変更特別割引**

- (1) 対象端末を購入し、一定期間経過後に指定端末に機種変更する際、変更前移動機の割賦残債相当額を通信料より割引します。
- (2) 割引適用条件、割引特典および割引適用終了条件は、別途定める「機種変更特別割引提供条件書」に基づき提供するものとします。

附則

(実施期日)

令和5年2月1日制定